

◆ 第3期計画に向け、検討すべき課題

第3期地域福祉計画に向けて

検討すべき課題

重点課題（暫定）

第2期地域福祉計画の重点課題の評価

① 地域における虐待・孤立化の防止

② 地域における社会的弱者の支援

③ 地域における災害時の要援護者支援

意識調査の結果

国の動向など

◆相談・支援体制の充実 → 福祉の各分野における相談支援機関の専門性を活かしながら、横の連携を深め対応していくしくみが必要である。分野を横断した包括的な支援体制（ネットワーク）の構築が求められる。 ➡ しくみ

◆情報提供の充実 → 情報を分かりやすく、適切に提供していくことが必要である。また、利用者が必要な情報を適切に得ることが出来るよう、今後も利用者の状況に応じた情報提供が必要である。 ➡ サービス

◆地域で支えあうしくみの充実 → 支援をされる側のニーズに的確にこたえていくためには、担い手を横断的により有効に活用していけるような仕組みが必要である。 ➡ しくみ

◆ユニバーサルデザインに基づくまちづくり → 民間施設におけるハード整備を推進する必要がある、制度の周知を積極的に行い、普及・啓発に努めていくべきである。また、ハード整備だけでなく、情報発信等においてもユニバーサルデザインの考えを取り入れていくことが求められる。 ➡ しくみ

◆地域で支えあう意識の醸成 → 市民が認知症や障害等を知ることで、社会的弱者への理解が一層深まっていく。社会的弱者の社会参加を促すためにも、こういった取組を継続的に実施し、地域で支えあう意識付けを行うことが必要である。 ➡ 人材

◆権利擁護事業の充実 → 認知症や障害等により判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、各種制度の普及・啓発を進め、利用を促進する必要がある。 ➡ サービス

◆生活困窮者への支援 → “支援を必要としている人”を適切に把握し、そのために必要な支援を検討し、確実に支援に結び付けていくことが必要である。 ➡ サービス

◆地域で安心して暮らすために → “災害時要支援者”には、高齢者、介護の必要な方、障害者、妊産婦などが含まれ、対象者によって必要な支援は異なるため、それぞれの要支援者に合う支援方法を検討する必要がある。災害時要支援者は一人での避難が困難であり、具体的支援方法を関係機関や地域で共有することが重要である。地域での支えあいについては、“災害時だけのサポート”ではなく、“平常時からの見守り”等が必要である。平常時からの見守り等は、防災だけでなく防犯や虐待・孤立化の予防にもつながる。「災害時に備えた、平常時からの支援」を促進する必要がある。 ➡ しくみ

◆人材の育成・支援 → 災害はいつ起こるか分からないものであるため、平日頃からの取組みが必要である。また、近年では“災害ボランティア活動”が定着しつつあり、発災時には全国から支援者が集まることが想定されている。こうした場合に備え、集まったボランティアを取りまとめることが出来る災害ボランティアリーダーの育成が必要となる。 ➡ 人材

■地域で支えあうしくみの充実 → 地域の中で、互いに支えあいを行うことができるしくみの構築や、活動への支援が求められる。 ➡ しくみ

■相談・支援体制の充実 → 子育て世帯や高齢者、障害者、低所得者等、誰もが地域で安心して暮らすためには、対象者の状況に応じた支援が必要となる。必要とされる福祉サービスの適切な提供が求められる。 ➡ サービス

■情報提供の充実 → 支援を必要としている人に適切に福祉サービスを提供するため、内容を分かりやすく、多様な手段での情報提供が求められる。また、民間の福祉施設等を安心して利用することが出来るよう、事業所の評価の公開や指導を行っていくことが求められる。 ➡ サービス

■地域で支えあう人材の育成・支援 → 地域福祉活動にあたり、担い手の確保・育成・支援は喫緊の課題である。地域福祉活動の積極的な周知や参加手段の多様化等が求められる。 ➡ 人材

■地域福祉活動の支援 → 地域福祉活動がしやすい環境を整え、支援していくことが必要である。また、地域福祉活動の中核に位置する社会福祉協議会や民生・児童委員の活動支援も必要である。 ➡ 人材

■交流を通じたきっかけづくり → 核家族化やひとり暮らし高齢者が増加しており、孤立化を防ぐためには地域社会への参加を促すことが必要である。気軽に参加できるイベントや集いの場など、交流のきっかけが求められる。 ➡ しくみ

■地域ぐるみの防災・防犯活動の推進 → 防災・防犯に向けた取り組みは、地域全体で取組むことが望まれている。また、災害時に頼れる人は普段から付き合いのある人が多いとみられ、普段からの付き合いを継続的に行うしくみづくりが必要である。 ➡ しくみ

●社会福祉法 → 地域ニーズを適切に把握し、社会福祉法人等事業者も含めた地域活動を推進する必要がある。 ➡ 人材

●地域力強化検討会（厚生労働省） → “我が事・丸ごと”共生社会を八王子市でどのように実現していくか検討する必要がある。 ➡ しくみ

●生活困窮者自立支援法 → 地域ニーズに合った生活困窮者自立支援制度を実施する必要がある。 ➡ サービス

●成年後見制度利用促進法 → 既存のしくみを活用しながら、成年後見制度の利用を促進する必要がある。 ➡ サービス

多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制の推進

地域で福祉課題に取り組む人材の確保

社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上